

平成29年第10回狭山市定例教育委員会会議録

開催日時 平成29年10月19日(木)
午後2時30分から午後4時まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 荒 川 和 子
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子

欠席者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	滝 嶋 正 司	次長兼教育総務課長	杉 田 幸 伸
学校統廃合担当課長	吉 村 憲	社会教育課長	田 中 肇 夫
スポーツ振興課長	五十嵐 和 也		
学校教育部長	井 堀 広 幸	参事兼教育指導課長	和 田 雅 士
学務課長	中 山 昭 夫	入間川学校給食センター所長	小 澤 栄 一
書記	堀 川 清 美		

会議の公開・非公開 議案第32号については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから、非公開とした。

傍聴者数 0名

報告事項

- ・旧入間中学校校舎等に係る文部科学省国庫補助金財産処分について

報告者(学校統廃合担当課長)

(要旨)

旧入間中学校校舎及び体育館は、文部科学省の補助金により整備を行っており、処分制限期間内に、当初の補助目的外の施設として転用、貸与、譲渡、取壊し等をする場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に基づいて、文部科学大臣の承認を得るための財産処分の手続きを行う必要がある。これまで、埼玉県と財産処分について調整を進めてきたが、先般、旧入間中学校跡利用に係る方向性及び具体的なスケジュールが決定したこ

とで、財産処分の手続きを進めることのできることを得ることができたことから、旧入間中学校の当該補助金に係る財産処分の手続きを進めるものである。なお、国庫補助金の返納については、本件については、国の通知により補助事業完了後10年以上経過していることから報告書の提出をもって手続は終了し、国庫への返納は不要になる。また、プールについても補助金により整備を行なっているが、既に処分制限期間（37年）を超えていることから、財産処分の手続きは不要になる旨の報告がなされた。

・『第33回狭山市綱引き大会』の開催について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

青少年の心身の健全な育成と世代を超えた相互のコミュニケーションの発展に寄与することを目的として行われるもので、市民総合体育館を会場に11月19日（日）に開催される。参加数は、117チームで前回より大幅に増加している旨の報告がなされた。

・平成29年度博物館冬期企画展の開催について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

冬季企画展「レッツキャリー展 ～収蔵品にみる運びもの～」を11月3日（金）から平成30年2月4日（日）までの74日間、教育委員会との共催事業として開催する。博物館の収蔵品の中から「運び」をテーマにした資料品を展示する。また、期間中、関連事業として、「ギャラリートーク」、「ミニ展示」、「風呂敷の作法～包んで運ぶ～」、「冬のまいまい体験講座」などを開催する旨の報告がなされた。

・平和祈念講演会について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

平和祈念講演会は、狭山市平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識の醸成と市民学習に対する意欲の喚起を目的に12月3日（日）に中央図書館4階視聴覚室を会場に開催する。また、当日は、原爆や戦争等に関連した図書館所蔵資料を紹介するとともに平和に関する書籍コーナーを設ける予定である旨の報告がなされた。

・平成29年度「さやまっ子教育の日」の各学校・園の取組について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

11月11日第2土曜日に計画している。2幼稚園、15小学校、8中学校全てにおいて学校公開をする。また、学習内容は、通常の教科の授業に加えて

道徳の一斉公開または各学校の特色のある教育活動を展開する旨の報告がなされた。

- ・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

平成29年度第2回狭山市立学校給食センター運営委員会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）

（教育指導課長）

（スポーツ振興課長）

（要旨）

社会教育課関係8件、教育指導課関係1件及びスポーツ振興課関係1件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

議 案

議案第31号 平成30年度当初市立幼稚園教諭人事異動の方針について

平成30年度の市立幼稚園教諭について、人事異動の方針を定めるため、提案がなされたものである。

議案第31号については、原案可決した。

議案第32号 狭山市立博物館協議会委員の任命について

狭山市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命するため、提案がなされたものである。

議案第32号については、原案可決した。

その他

- ・学校給食費の改定について

報告者（入間川学校給食センター所長）

(要旨)

過去18年間給食費を据え置いてきたことから、食材費高騰や消費税増税等により学校給食摂取基準を満たし、栄養価充足率向上が難しい現状に鑑み、給食費の改定を行うものである。改定した場合の効果として、栄養価充足率の向上、厳選した安全な国内産食材の採用の継続、献立内容の幅が広がり食体験の拡充にもつながる。改定額は、不足しがちな鉄・カルシウムは国の基準の90%以上を確保し、消費者物価指数の適用、近隣市とのバランス、消費税増税を見越した額とし、数年間は維持可能な額を設定することとし、平成30年4月1日より小学校・中学校ともに月額500円値上げ、小学校が3,800円を4,300円に、中学校は4,500円を5,000円としたい旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、運営委員会ではどんな意見等があったのかとの質疑に、給食費を上げることによって滞納状況はどうなるのか、また、貧困対策はといった質問があった。滞納状況については、平成27年度が0.25%で、28年度は0.27%であり、県の平均よりも納付率は良い状況なので、それほど影響はないものと考えている。貧困対策では、要保護、準要保護制度の存在を未だ知らない方々もいるので、今後、学校と連携し案内をしていく旨の説明をしたとの答弁がなされた。貧困家庭（要保護、準要保護）には、扶助が出ているから大丈夫という判断かとの質疑に、基本的には、生活保護世帯については生活保護費の中に給食費の額と同額が支給をされている。準要保護については狭山市で生活保護に代わるものとして支給をしている旨の答弁がなされた。支給する側は、そういった名目を出しているかもしれないが、受給する側はそういった名目で受けていないかも知れない旨の質疑に、生活保護には7つの扶助の項目があり、そのうちの教育扶助の中に給食費ということが明記されている旨の答弁がなされた。改定されると必然的に扶助費が上がるのかとの質疑に、増額となる旨の答弁がなされた。

以 上